

令和 6 年度 福岡市こども・子育て審議会
第 3 回専門委員会②

会 議 録

日時 令和 6 年 7 月 3 1 日（水） 1 0 時 0 0 分

場所 TKP エルガーラホール 多目的ホール

令和6年度 福岡市こども・子育て審議会 第3回専門委員会②

〔令和6年7月31日（水）〕

開 会

開会

（事務局）

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、また大変暑い中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまより、令和6年度 福岡市こども・子育て審議会 第3回専門委員会を開催させていただきます。

私は事務局を担当いたします、福岡市こども未来局こども政策課長でございます。よろしくお願いいたします。着座にて進行させていただきます。

まず、委員の異動についてお知らせいたします。福岡市青少年育成連絡会より、新たに荒上委員にご就任をいただいております。

本日はオンラインを併用しての会議となっております。恐れ入りますが、委員の皆様がご発言される際には、オンライン参加の方にも伝わるよう、お名前をお願いいたします。

本専門委員会につきましては、福岡市こども・子育て審議会条例第6条第3項の規定により、委員の2分の1以上の出席が必要となっております。本日は、委員8名のうち7名にご出席をいただいておりますので、会議が成立しますことをご報告いたします。

また、本日の会議は福岡市情報公開条例に基づき公開にて開催いたします。

なお、本日は古賀委員にオンラインでご参加いただいております。よろしくお願いいたします。また、白川委員につきましては 先ほどご連絡がございまして急務につき 10 分から 20 分ほど遅れてご参加をされる予定と伺っております。

開会に先立ちまして、お手元の配布資料のご確認をお願いいたします。

会議次第、委員名簿、会場の座席図をお配りしております。また、議題に関連する資料として資料1「第6次福岡市子ども総合計画の策定について（現計画における主な取組や課題、施策強化の方向性等）」、資料2「第6次福岡市子ども総合計画の策定について（素案）」、参考資料1「第2回専門委員会②における主な意見」をお配りしております。また第5次福岡市子ども総合計画の冊子、第1回、第2回専門委員会の資料をお手元にご用意しておりますので、必要に応じてご参照ください。資料は以上でございますが、皆様お揃いでしょうか。ありがとうございます。

それでは福岡市こども・子育て審議会条例第6条第1項の規定に基づきまして、これより先の進行は会長をお願いいたします。

議題

（会長）

皆様おはようございます。では、議事に入らせていただきます。本日はお手元の会議資料にありますとおり、議題として第6次福岡市子ども総合計画の素案について審議をさせていただきます。

限られた時間で多くの皆様に発言していただきたいと思いますので、ご質問やご意見はできる限り簡潔にお願いいたします。事務局からの説明につきましても、分かりやすく簡潔にお願いいたします。それでは事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

こども政策課長でございます。お手元の資料に沿ってご説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

お手元の資料1をお願いいたします。第6次福岡市子ども総合計画につきまして、これまで分野別に4つの専門委員会を設置し、現計画期間中の主な取組みや現状と主な課題、施策強化の方向性について、ご審議をいただいております。

資料1は、これまでの総括として、各専門委員会においてご審議いただいた内容の要旨を、現計画の3つの基本目標に沿って整理するとともに、社会情勢の変化や国の動きとして、一番下の枠囲みに、「少子化の進展」と「子どもの権利の尊重」の2つを特筆し、整理しております。既にご審議いただいた内容のまとめでございますが、こちらの内容を踏まえ、素案を作成しておりますので、説明は省略させていただきますが、他の専門委員会でご審議いただいた内容も記載しておりますので、よろしければご参照ください。

続きまして、お手元の資料2をお願いいたします。第6次子ども総合計画の素案につきまして、現在の検討内容をお示ししております。まず、左上の基本理念でございますが、福岡市では、平成12年、西暦2000年に最初の子ども総合計画を策定して以降、一貫して「子どもが夢を描けるまち」をめざすことを基本理念に掲げ、取組みを進めてまいりました。第6次計画においても、「すべての子どもが夢を描けるまちをめざして」という基本理念は踏襲したうえで、子ども一人ひとりが未来を創るかけがえのない存在として、それぞれの権利や多様性が尊重され、将来に夢を描きながら、様々なことにチャレンジし、自分らしく健やかに成長できるまちを目指してまいりたいと考えております。また、誰もが安心して子どもを生み育てられるよう、社会全体ですべての子どもと子育て家庭を支えるとともに、すべての子どものウェルビーイングの実現をめざして参りたいと考えており、これまでの専門委員会でのご審議を踏まえ、基本理念の説明の中に、子どもの権利や多様性、子どものウェルビーイングといったキーワードを新たに追加しております。

次に、施策を推進する上での「基本的視点」でございますが、社会情勢の変化や現状と主な課題などを踏まえ、必要な見直しを行いたいと考えております。

視点1「すべての子どもの権利の尊重」につきましては、現計画に引き続き、子どもを権利の主体として認識し、その権利を保障し、多様な人格や個性を尊重しながら、一人ひとりの最善の利益を図りたいと考えており、これまでのご審議を踏まえ、権利の主体といったキーワードを説明に加えております。

視点2「すべての子ども・子育て家庭の支援」につきましても、現計画に引き続き、すべての子ども・若者・子育て家庭を対象に、それぞれの状況やライフステージに応じて、切れ目なく、きめ細かに支援してまいりたいと考えており、これまでのご審議を踏まえ、切れ目のない支援に加え、それぞれの状況に応じて、きめ細かに支援することを説明に加えております。

視点3「一人ひとりの視点に立った支援」につきましては、今回、新たに追加したいと考えている視点でございます。これまでのご審議や、こども基本法に基づき策定された国の「こども大綱」において、「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」ことが基本的方針の1つに掲げられていることなどを踏まえ、子ども・若者、保護者の視点に立ち、その意見を聴きながら、施策を構築・実施してまいりたいと考えております。

視点4「必要な人へ確実に届く支援」につきましては、現計画の視点の1つでございます「支援へのアクセス向上」を発展させたものでございます。こちら、これまでのご審議を踏まえ、支援が届きにくい状況にある子ども等を含め、様々な状況にあるすべての子ども・若者、子育て家庭へ必要な支援を確実に届けられるよう、プッシュ型・アウトリーチ型の支援を実施してまいりたいと考えております。

最後に、視点5「社会全体での支援」につきましては、現計画の視点4「地域や市民との共働」と視点5「社会全体での支援」を統合いたしまして、市民や事業者、地域、学校など、あらゆる主体と連携し、それぞれの役割を果たしながら、社会全体で子ども・若者、子育て家庭を支援できるよう、取り組んでまいります。

以上が「基本的視点」でございまして、次に「施策体系」についてご説明いたします。まず、資料の左下で全体像をご説明した後、専門委員会②に関連する施策について、資料の右側でご説明いたします。

まず、全体像につきまして、現計画では、3つの基本目標に沿って、様々な施策を推進してまいりましたが、前回の専門委員会において、施策体系の見直しの方向性としてお示しのとおり、第6次計画では、こども基本法の施行や少子化の進展など、社会環境の大きな変化を踏まえ、社会全体で子どもを育む新たな目標を掲げることとし、目標1に「子ども・子育て家庭にやさしいまちづくり」を掲げたいと考えております。こちらは、全年齢を対象に、社会全体で取り組む施策として、「子どもの権利の尊重と意見表明支援」、「社会全体で子育てを応援する環境づくり」を推進してまいりたいと考えております。

次に、目標2「安心して生み育てられる環境づくり」につきましては、現計画の目標1をベースとしております。前回の専門委員会でご説明のとおり、これまでのご審議を踏まえ、対象を主に妊娠前から乳幼児期に拡大したうえで、「プレコンセプションケアの推進と親子の心と体の健康づくり」「幼児教育・保育の充実と多様なニーズへの対応」「相談支援体制と情報提供の充実」を推進してまいりたいと考えております。

次に、目標3「子ども・若者が自分らしく健やかに成長できる環境づくり」につきましては、現計画の目標2をベースとしております。主に学童期から青年期を対象とした施策として、「子どもの学び・体験機会の提供」、「子ども・若者が安心して過ごせる場づくり」「悩みや問題を抱える子ども・若者の支援」を推進してまいりたいと考えております。

最後に、目標4「一人ひとりの状況に応じてきめ細かに支援する環境づくり」につきましては、現計画の目標3をベースとしております。全年齢を対象とした施策として、「障がいのある子どもや発達が気になる子どもの支援」「児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実」「ひとり親家庭など様々な環境で育つ子どもの支援」「子どもの貧困対策」を推進してまいりたいと考えております。

以上、4つの目標と、12の施策を掲げ、子ども施策を総合的・計画的に推進してまいります。

次に、専門委員会②に関連する施策につきまして、資料の右側で、現在の検討内容をご説明いたします。

まず、目標3の施策6「子どもの様々な学び・体験機会の提供」でございます。現状と課題として、文部科学省の「全国学力・学習状況調査」において、福岡市では、「将来の夢や目標を持っている」に当てはまらないと回答する小中学生が増加していること、一方で、子どもたちから職業体験などの機会の充実を求める声があることを挙げております。また、子どもの地域活動やボランティア活動などへの参加経験が減少しており、市の調査では、約半数の子どもが地域活動などへ参加したいと回答しているものの、その割合は減少傾向にあることを挙げております。

それを踏まえ、子どもたちの自己形成支援や、職業観を育む機会、健やかな心身の育成など、様々な学びの充実を図ること、文化芸術やスポーツ、科学、社会貢献、国際交流など、様々な体験機会の充実を図ることを施策の方向性として掲げ、推進してまいりたいと考えております。

次に、施策7「子ども・若者が安心して過ごせる場づくり」でございます。現状と課題として、共働き世帯の増加により、放課後児童クラブの需要が高まっていること、日頃、緊急時ともに、子どもを見てもらえる親族や知人がいない世帯が増加していること、市の調査では、雨の日や猛暑日に利用できる屋内の遊び・活動の場を求める声が多いことを挙げております。

それを踏まえ、子どもたちが安全に安心して過ごせる場づくりや、主体的に活動できる場の充実に取り組むこととし、放課後等における居場所の充実、家庭や学校以外の中高生の居場所の充実、遊び・活動の場づくり、非行防止・健全育成の取組みを施策の方向性として掲げ、推進してまいりたいと考えております。

次に、施策8「悩みや問題を抱える子ども・若者の支援」でございます。現状と課題として、SNSなどでのコミュニケーションが増加し、人間関係や悩みなどが周囲から見えづらくなっていること、いじめに関して、教育相談アンケートや面談の充実などにより、いじめの認知件数が増加していること、不登校に関して、コロナ下における生活環境の変化などにより、不登校児童生徒数が増加していることを挙げております。

それを踏まえ、総合的な支援・連携体制の強化として、様々な悩みを抱える子ども・若者が、早い段階でより気軽に相談できる環境づくりや、アウトリーチ型支援の充実に取り組むこと、いじめの未然防止、積極的な認知と早期の組織的対応、関係機関との連携強化などに取り組むこと、不登校児童生徒については、個々のニーズを把握するとともに、多様な学びの場を確保するなど、個々の状況に応じた適切な支援に取り組むことを施策の方向性として掲げ、推進してまいりたいと考えております。

次に、目標4の施策9「障がいのある子どもや発達に気になる子どもの支援」でございます。現状と課題として、発達障がいへの社会的な理解の広がりなどにより、療育センターなどにおける新規受診児数が増加し、診断待ちが発生していること、また、福祉と教育の連携強化など切れ目のない支援が求められていることを挙げております。

それを踏まえ、障がいの早期発見と療育支援体制の充実、特別支援教育の推進、放課後等における支援の充実、発達障がい者支援センターにおける、ライフステージを通じた切れ目のない支援な

ど発達障がい児の支援、自立や社会参加に向けた相談支援を施策の方向性として掲げ、推進してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

(会長)

ご説明ありがとうございました。

これから審議を行いたいと思いますが、最初に私から前回の専門委員会で申し上げた意見に関連してお尋ねしたいことがあります。お尋ねにつきましては、事前に事務局へお渡ししておりました。ご回答があったものもありますけれども、改めてお聞きしたいことが何点かありますので、よろしく願いいたします。

1 つ目は、Q-U アンケートについて、ウェブ版が出てきておりますけれども、ウェブ版に変えた場合、現在の紙媒体と比較して予算がどれくらいかかるのか、概算で良いので教えていただけたらと思います。

また、生活アンケートやいじめアンケートは紙媒体でしょうか、ウェブでしょうか。理由としましては、紙媒体で行った場合、即集計をして対処しなければ、7月の上旬などに結果が戻ってきてそこから分析するのでは、1ヶ月ぐらいのタイムラグがあるということ。ウェブ版であれば、その場で即時に集計されますので、即対応が可能であるということですが、これは予算との兼ね合いもありますので、ウェブ版が可能であればウェブ版で行うことで、いじめられている子ども、要支援の子どもに対してすぐに対応ができるのではないかと思います、質問させていただきました。

ご回答の方、よろしくお願いいたします。

(事務局)

安全・安心推進課長でございます。

お尋ねのQ-Uアンケートと、いじめアンケートが紙媒体かというお話もございましたので、併せてお答えさせていただきます。

Q-U アンケートにつきましては、紙とウェブ版がございます。それぞれの価格につきましては、ウェブやカタログ上に単価が出ておりますので、その単価に基づいて、概算でお答えさせていただきます。1人当たりの違いは数百円ですけれども、福岡市の場合、小中学校の全児童生徒を対象に行っている関係で、子どもの数が12万5千人ほどですので、ウェブ版にすると6,000万円ほど増えるのではないかとという単純な試算でございます。

ご指摘のとおり、ウェブ版の方が早く結果が出てくるというメリットはございます。ただ、金額の問題に加えて、現在紙媒体ではありますが、紙の質問の中に非常に重要な回答になる場所が事前に分かっておりまして、そこについては先生方で事前にチェックをして、その回答内容に非常に問題があると出た場合は、結果が返ってくる前に即対応するようにお願いをしているところでございまして、回答が返ってくるまで何もしないというわけではございません。

それから、学校でいじめに関するアンケートを毎月実施しておりまして、こちらは紙で行っております。紙で行っている理由としては、自由記載の欄がありますので、そこに児童生徒が自分の考えをまとめながら書く中で、読み取れるものがあるのではないかと、また場合によっては文字の書き

方、消した後みたいなものなどを見ながら、書いてあること以外からも読み取れるものがないか、という意味で紙を使っているという状況でございます。以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。

ウェブ版にした場合に6,000万円予算がかかるということで、そのコストと効果とをどう考えるのかということだと思います。そしてアンケートも紙媒体にすることによって、今お話しされたように、子どもが消した後や迷った後などから、読み取るために必要だということで理解いたしました。それを今後どういう方法にするかということかと思いますが、今、他県でいじめ調査をしていますけれども、何かあった時に証拠となるものがいじめアンケートになっていて、それを保管して全部チェックして、いじめを受けた児童生徒がアンケートに何を記していたのか、周りの子は何を記していたのかということ进行分析していく作業がありますので、アンケートをいかに活用していくかが現場で求められているかなと思いました。

今の件について何かありますか。

では2点目ですけれども、前回の専門委員会の中で子どもたちを支援していくために学生サポーター制度があるのではないかと。学生サポーター制度は、子どものお兄さんやお姉さんの立場である大学生が学校に入ってサポートするというものですが、どのような現状なのかということ、それからどのように活用していくかとの質問でございます。よろしくお願いします。

(事務局)

こども政策課企画係長でございます。事業を担当しております教育委員会の担当課が本日、都合により欠席しておりますので、代わってお答えをさせていただきます。

まず、学生サポーター制度の内容ですけれども、福岡市と協定を結んでいる大学から学生を派遣いただきまして、市立の学校で授業や学校行事、教材作り、部活動など、様々な教育活動のサポートを行っていただいているものでございます。

制度は平成16年度からスタートしております。令和5年度の実績で申し上げますと、福岡市内118校へ、合計429名の学生を学生サポーターとして派遣しております。以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。実際の内容については、今の説明では分かりませんが、大学生でボランティアですから、恐らく意欲ある学生が来ていると思います。そうすると、その学生をどのように児童生徒の支援に結びつけていくか、より具体的なところで今後展開していただくと、学校現場も助かるし、支援の資源としては児童生徒にとっても非常に有効になるかと思いました。

もう1点。前回の専門委員会で、赤ちゃん先生の具体的な効果について意見がありましたけれども、そういったプレコンセプションに関すること、それからいじめや不登校に関する良い取組みがあった場合に、教育委員会が吸い上げて、今は学校予算でされてあると思いますけれども、じゃあ

そこには予算をつけましょうというような柔軟な体制というのは可能でしょうか。学校現場のそれぞれの現状でそれぞれやりたいことがある際に、例えば学生サポーターの活動を活用についてもそうですね、そういう良い取組みに予算的な配分が可能なかどうかということ、その良い事例を福岡市全体で共有することは可能なかどうか、お答えいただければと思います。

(事務局)

教育相談課長でございます。

不登校児童生徒の支援について申しますと、中学校には教育相談コーディネーターの先生方を既に配置しております。

この教育相談コーディネーターの先生方は、年間で10回を超える研修の機会を持っていますが、教育相談コーディネーターの先生方が求めている情報は、座学による研修よりも各学校での取組みでして、例えばこんなことをしたら子どもたちが安心して学校に来られるようになったとか、こういうことをしたんだけど効果が上がらなかったなど、それぞれの学校の取組みについてとても興味関心を持って研修に参加しています。今、会長がおっしゃられたように、より良い取組みについては、その場で共有をして、集まった先生方で活発なご意見を交わしながらの研修会となっています。

このような場面で、今おっしゃっていただいたような、より良い取組みについては、吸い上げていくことが可能でありましょうし、その場には必ず教育相談課からも人員を派遣しておりますので、取りまとめの際には、こういう取組みが行われています、ぜひいろいろな学校で取り組んでいただけませんかとといった形で周知はできるかと思います。

予算については、次年度の分として早くから確保していくものですから、その年の間に何かをするということは難しいかもしれませんが、そうやってアイデアとして挙がってきたものについては、次年度以降も予算として確保すべく努力していくことが可能かと思います。以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。

良い取組みはできる限りボトムアップで吸い上げて、それを共有して、次年度以降の予算がつけられるものはつけていくと。その中で、児童生徒の発達支援やいじめの防止等につながれば良いかと考えております。今の点について何かありますか。よろしいですか。

では、議題に入りたいと思います。先ほどご提案がありましており、目標3、★マークは4つついております。右側の目標3から4つありますので、区分しながら意見交流をしたいと思います。

まず、目標3の施策6「子どもの様々な学び・体験機会の提供」について、ご質問やご意見がありましたら、どうぞお願いいたします。

(委員)

子どもの様々な学びの場ということで、現在、本校でも中学生が職業体験をしております。子どもたちを受け入れてくれる企業や業者は非常に少なく、受け皿作りをどうするのかということが

非常に課題になっています。

地域のボランティアにしても、ジュニアリーダーなどに入って、子ども会に関わっている人もいますけれども、なかなかそこも増えないという状況にあります。

そういった中で、小中学校は総合的な学習の時間を持っているんですけれども、文部科学省からは年間4分の1程度、教師が立ち会わなくても、地域での総合的な学習の時間として成り立つという通知がありましたので、地域の受け皿作りを進めてもらいたいと思っていますところです。例えば、キッズニアみたいなところというところと少し行き過ぎかと思いますが、そういった体験のパッケージのようなものがあって、「こういう施設にはこういう体験で何人ぐらい受け入れられますよ」というようなものが作れないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

(会長)

はい、体験の受け皿ですね。職業体験で「こういうのも良いな」と思ったりすることもきっかけとして大いにあると思います。それはゲストスピーカーを呼んで話を聞いたり、野坂委員がおっしゃったように体験のパッケージがあればそれに乗っかっていく小中学校もあると思いますけれども、受け皿が少ないことをどうしていくかということで、事務局から何かありますか。

(事務局)

学校企画課長でございます。

職業体験については、コロナの影響もあり、体験ができず、見学に留まっていた状況もありまして、今年度、各学校には、ぜひそういった体験を含めて工夫していただきをお願いをしているところでございます。

学校はこれまで地域の中にあるいろいろな企業と関係を作ってきたと思いますが、それが切れている状況もございまして、市役所でも受入れをしている部署もございますし、学校に行って模擬体験や講話など、多くの企業がいろいろな形で手を挙げてくれておりまして、私たちもそれを集約しながら学校にお伝えをしていきたいと考えているところでございます。

地域については、学校サポーター会議等を使いながら学校にもしっかりと地域と連携していただければと思っているところでございます。以上です。

(会長)

確かにコロナ下で体験や対面というものが、かなり制限されましたので、また改めて再構築していかざるを得ないかなとは思いますが、今の内容に関連して、地域やNPO、企業がどういった受け入れ等をするか教育委員会で集約されてあるのでしょうか。

(事務局)

学校企画課長でございます。

今は一元化している状況ではないので、学校が見れる受け入れ企業バンクのようなものの作成を検討しているところでして、来年度、学校と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

(会長)

はい、ありがとうございます。

できる限り一元化して、そのパッケージに学校がアクセスし、あと日程調整だけで済むようなシステムというものは必要かと思います。それから企業に行くときや講師を呼ぶときの予算というものは、学校予算になりますか。

(事務局)

特色ある教育推進事業というのがございまして、学校に呼びたいゲストティーチャーなどについて、前年度に計画を立ててもらいまして、それに予算を配分しております。

(会長)

手を挙げていない学校には、そういう予算配分はないということですか。

(事務局)

すべての学校に計画をたててもらっておりますので、その分の予算を配分しております。

(会長)

その枠の中で、ゲストスピーカーを呼んだり企業に行ったりするときの予算を賄っていて、すべての学校が対象になっているという理解で合っていますか。

(事務局)

そのとおりです。

(会長)

はい、ありがとうございます。今の点で、委員。

(委員)

一事業主として、職場体験についてお話させていただけたらと思います。

今、教育委員会では、夢授業や福岡県倫理法人会がやっている文教委員会の中学校での講話などの大きな団体との取組みをいくつか把握されていると思いますけれども、我々事業主が集まって話すときに、子どもたちの受入れができれば良いよねという話がよく出ますが、受入方法や窓口が分からない事業主が私の周りではすごく多いです。

私は夢授業や倫理法人会の文教委員会などで活動されている方たちとの交流もよくあるので、そういうところに問い合わせしてみたらとよく話をするんですけど、職場体験を受け入れたいと考えている例えば地域のケーキ屋さんみたいなところや飲食店、スーパー、保育園など、いろいろなところがやりたいと思っているけれども、どこに問い合わせたら良いのかいまいちイメージがつか

かないので、教育委員会や行政、学校で仕組みを作っていただくところに、我々事業者も入って、どういう状況だと受入れがしやすいかといったことをお話させていただく場があると、非常にありがたいと思っております。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。

受入窓口の問題と、事業主と教育委員会や行政の交流の場みたいなものの提案だったと思いますけれども、いかがですか。

(事務局)

非常にありがたいお話だと思っていまして、我々はすべての情報を把握することがなかなか難しくございます。できればその地域にある学校とお話をさせていただいて、そこから教育委員会に情報が届けば、それをいわゆる人材バンク等に載せることも可能です。今のところはそういった流れで行ってもらえればありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(会長)

窓口を集約して情報を一元化させていただいて、そこにアクセスすれば事業主や企業のサポート内容が一貫して分かると、もっと使いやすくなる気がしました。だから、使いたい人とやっても良いという人との需要と供給のマッチングの問題です。その窓口やルートをしっかりと作っていくことが必要ではないかと。また、潜在的にやりたいと思っているけれども、どこでどう手を挙げて良いのか分からないということであれば、例えば市政だよりなどで広報するとか、実際にやっているところを新聞社やテレビ局に取材させていただいて、そこで広報するという形も今後あっても良いのかと思いました。市政だよりも読む人と読まない人がいるので、新聞やテレビなどの旧来のマスメディアで取材すると、一気に広がる可能性もありますので、その辺りも含めて考えていただけたらと思います。

施策6についてほかにご意見ありますでしょうか、よろしいでしょうか。

マスメディアの使い方ですけれども、どうしても事件などのネガティブな情報の方が多いので、新聞やテレビでネガティブな情報が流れると、学校や教育委員会が批判されますが、とても良い取り組みをされている学校や教育委員会があると思うので、それは積極的に広報していくことが今後必要かと思います。視覚的に訴えるというところが必要かと個人的には思っていますので、マスメディアをどう使っていくのかというところです。職場体験をテレビで流して、最後に「福岡市ではこういうことをやっています。もし、事業主で子どもに体験を提供していただける方は、ここにご連絡ください」ということを言うただけでも、それを見た事業主さんは、「うちもできるんだ」と広がると思います。

では委員、お願いいたします。

(委員)

おはようございます。よろしくお願いいたします。

施策6の施策の方向性に「文化芸術やスポーツ、科学、社会貢献、国際交流など」と書かれていて、これから国際交流などを計画されて、子どもたちが世界に目を向けて、より世界とふれあえる機会を作っていくということですが、恐らく私立高校のみならず公立の学校もそうだと思いますけれども、国際交流の場を独自に設けている学校が多いんじゃないかと思います。

国際交流というのは、なかなか簡単にはいかなくて、win-winの関係にならないというところで、相手の望むところを叶えてあげるときに、今回受け入れた学校があったんですけども、ぜひ福岡市役所を訪問させてほしいという要望があって、福岡市役所の国際交流課にお願いしたんですけど、断られました。子どもたちにより多くの国際交流をさせて世界に目を向けさせていくには、やはり行政にもぜひ支援をしていただきたいと思うのが正直な気持ちでございます。よろしくお願いいたします。

(会長)

はい、ありがとうございます。ちなみに断られた理由は分かりますか。

(委員)

私たちが福岡市について英語でプレゼンをしていただきたと直接お願いしましたが、数日後にそれができないというご回答をいただきました。事情は恐らく英語だったからかなとか、パワーポイントを作らないといけなかったからかなとか考えましたが、結局は福岡県に引き受けていただいたような実情です。福岡市の国際交流課からかつてお願いがあって、本校は別の団体を引き受けたりしたこともあります。福岡市はとても魅力的なまちで、向こうの生徒たちも勉強したいと思って来ているので、それを断るのはどうかなと正直思っていたところでございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

(事務局)

こども政策課長でございます。

国際交流というところだと、福岡市ではNPOと連携し、アジア太平洋こども会議・イン福岡の取組みを継続して実施しております。その中で、外国の子どもが福岡に来て福岡の子どもとふれあう、あるいは福岡の子どもが逆に外国へ行って、外国の子どもとふれあうような取組みをしているところでございます。

おっしゃるとおり、学校単位での国際交流の取組みもあるかと思います。いただいたご意見につきましては、国際部と共有させていただいて、柔軟に対応ができるように検討ができればと考えているところでございますけれども、国際部でも姉妹都市として協定を締結しているような都市とは、そういった交流もあるように聞いておりますので、学校単位の取組みも応援ができるような環境が整っていけばと感じております。以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。

姉妹都市でいうと、オークランドやボルドーなどと協定を結んでいるので、国際交流をするのであれば、手続き的にはそこが1番スムーズに行くかと思います。学校単位で市役所に対応してほしいという時に、先ほど英語の件もありましたけれども、仕事の業務量も多くて、多分断られたのだらうと思いますけれども、できる限り引き受けていく方向で考えていただけたらと思います。

その他、施策6についてありますでしょうか。

(委員)

よろしくお願いします。

海外に目を向けることもすごく良いことですが、まず日本に目を向けるということで、東区では、長野県安曇野市の子どもたちとの交流をしています。今年は福岡市に安曇野市の子どもたちに来てもらい、東区の子どもたち10名でいろいろな体験をさせてもらいます。いつもは夏休みにやっていましたが、この猛暑で長野の子どもたちが難しいということで9月になり、本当は3泊4日ですが2泊3日になりました。ここはちょっと残念に思いますけど。安曇野市は海がないので、海での体験をしてもらいます。子どもたちは、LINEもありますけど、お手紙を書いて文通をしたりしていて、他県の良いところもたくさん学べるかなと。

確かに私も校区で国際交流をやったことがあります。たくさんの子どもたちと、おじいちゃんおばあちゃんが来て風を作って飛ばしに行ったりしました。すごく良いことですが、私は日本のいろいろなところとの交流も大事なのではと思います。福岡市でそういった事業がどんどん増えていくと良いと思います。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。

確かに今は国際交流に目が行きがちですけれども、他県の子どもたちと交流するということは、健全育成にもつながっていくかと思います。この点について事務局からありますか。

(事務局)

こども健全育成課長でございます。

地域における子どもたちの活動については、例えば、子どもたちが企画するなど主体的に関わる事業に対して助成をする、子どもの夢応援事業という取組みを行っておりますので、地域で企画をしていただいて、市で応援するような方法は1つあるかと思います。

その他にも、例えば地域の子どもの活動を支援するために、遊びの指導者を派遣するなどの事業も行っておりますので、そういった事業を利用していただいて、子どもたちの活動の活性化につなげていただければと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。

子どもたちの体験の場として、国際交流、国内交流を含めていろいろなプログラムを考えていただけたら良いと思います。

また、そういったところに参加する児童生徒は結構アクティブで、家庭的にもそれなりの余裕がある子どもたちのような印象がありますけれども、不登校や経済的に厳しい家庭の子どももできるだけ参加できるようになる取組みも必要かと個人的には思っています。それなりに経済的な余裕がある家庭は、長期休みに子どもをいろいろなところへ連れて行って体験をさせることが可能ですけれども、経済的に厳しい家庭の場合は、そういった体験を家庭で保障することが難しいので、学校教育や行政の中でサポートしていくような仕組みを作っていただけたらと思います。

施策6はよろしいでしょうか。では、施策7について移りたいと思います。「子ども・若者が安心して過ごせる場づくり」について、ご意見がありましたらよろしくお願いいたします。

(委員)

よろしくお願いします。

施策の方向性に非行防止の取組みが書かれてありますが、規範意識の醸成という視点だと施策6、悩みや問題を抱えるという視点だと施策8になるのではないかと思います。施策7に非行防止の取組みを入れた理由を教えてください。

(会長)

確かに施策7よりも施策8の方が関係性は深い気はしますが、いかがですか。

(事務局)

こども健全育成課長でございます。

施策8に関しては、個別の悩みや問題を実際に抱えている方への支援ですけれども、施策7における非行防止に関しては、例えば、見守る店や有害環境の浄化など様々な子ども・若者を健全に育成、または非行を防止するための環境をつくるという観点で施策7に入れさせていただいております。

(会長)

はい、ありがとうございます。

環境を整えていくという観点での非行防止ということだと思いますが、いかがですか。

(委員)

現状と課題の欄に有害環境の浄化みたいな状況を入れていただくと分かりやすいと思いました。

(会長)

今の記載に付け加えていただければ、もう少し分かりやすくなると思います。
ほかに何かありますか。

(委員)

放課後児童クラブの受入れですけれども、現在、本校でも学童に通っている子どもが非常に多く、全校で児童が900人いて、うち学童に通っている子が230人以上います。4分の1以上が学童に行く中で、児童が増えたときに小学校は非常に早く増築等が行われて教室が確保されますが、学童の人数が増えても教室などの受入場所の確保はなかなかされないと感じています。夏休みなど、学校も教室をお貸ししているところですが、1人当たりの面積がどのくらい確保されているのかと思っていて、条例で1人当たりの面積などが決まっていると放課後児童クラブの事業説明で読みましたが、どのくらいなんだろうということが1つ。

また、従事者についてですが、統括支援員が1人とその他は全員が会計年度任用職員や有償ボランティアなので、230人の子どもを1人の統括支援員と会計年度任用職員の支援員でというのは、かなり大変ではなかろうかと思います。

学校の規模や学童に入っている子どもたちの数に対して、放課後児童クラブの場所や支援員の配置など、もっと迅速に対応が進まないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

(事務局)

放課後こども育成課長でございます。

まず、放課後児童クラブの面積の基準は1人当たり1.65平米となっており、これは国と同じ基準を市の条例で定めております。

また、子どもたちの育成を支援する支援員の配置基準ですけれども、おおむね40人あたりに2人、そのうち1人は資格を有する者を配置することになっております。資格というのは、教職員や保育士など一定の要件があり、その基準を満たす方が1人と、もう1人は資格がなくても良い基準になっております。

230人ぐらいということであれば、恐らく4クラスで見ることになると思いますが、4クラスの場合だと、資格を持っている支援員という会計年度任用職員が4人と地域の方や学生などの有償ボランティア4人に、追加で若干名入っていただき、余裕を持った預かり体制を取っているところでございます。

それから、施設の対応についてですが、今は利用児童数が増えている状況ではございますけれども、長期的に見ると児童数が減ってくることもあり、今後も継続して利用児童数の増加が見込まれる学校については施設整備をしている状況で、今後減少が見込まれる学校については、学校の余裕教室や特別教室を活用させていただいております。以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。ご意見よろしいですか。

放課後児童クラブの需要が高まっていることについて、私もいろいろと調査をしたことがあります。

すが、校長先生等が学期に1回集まって運営委員会をするという福岡市独自のやり方はとても良いと思いました。

ただ、1年生から6年生までいて、狭いところで閉じ込められていると、支援員のスキルの問題があります。また、発達障がい児や障がいの疑いがある子どもがいると、そこに労力が割かれ、どう支援して良いか分からないというようなこともあって、他県ではスクールカウンセラー等が週に1回入るというようなところもありますけれども、そういった専門家による支援員へのサポート体制はあるのでしょうか。

(事務局)

放課後こども育成課長でございます。

配慮を要する子どもへの対応については、子どもの状況に合わせて有償ボランティアを追加で配置しております。また、どのように対応するか悩むというご意見が多々ありますので、そういった児童クラブについては、例えば九州大学に委託するなど、ケースごとに具体的にどのように対応するか、臨床心理士の資格を持った専門家に相談に乗っていただくというような体制をとっております。

(会長)

はい、ありがとうございます。既にそういうハード面とソフト面の両方の支援をされてあるということですから、現場のニーズに応じながら対応していただけたらと思います。

そのほか、施策7についてご意見ありますでしょうか。

(委員)

施策7の施策の方向性の2つ目のところに、「中高生の居場所の充実」という箇所がありますが、学齢に応じて居場所の在り方は異なると思っています。中高生に対して、具体的にどのような居場所を作っていこうと考えていらっしゃるのか教えてください。

高校生たちは自由に利用できる自習室を探し回っているので、そういうものが身近なところでできれば良いと思いました。

(会長)

自習室とは、具体的にどういうところを意味されていますか。

(委員)

例えば公民館の自習室などです。子どもたちはそういったところを求めているので、学校ではなく、少し場所を変えて勉強したいという子は意外と多くいます。家では兄弟が多くて自分の部屋がなくて、集中して勉強できないとかで、そうすると、どうしようもないから塾に任せようかという親も多いですが、例えば経済的にそれが叶わない子どもたちが自習室を求めているということが、現状としてあると思います。

(会長)

ありがとうございます。自習室の確保をしていただきたいということですが、いかがでしょうか。

(事務局)

こども健全育成課長でございます。

自習室に限ったことではありませんが、中高生の居場所づくりの充実に関してご説明させていただきます。福岡市では誰もが気軽に立ち寄り、自習を含めた自由な時間を過ごすことのできる若者の居場所づくりを推進していきたいと考えております。具体的には、地域において既に居場所を開設されていたり、もしくは開設したいと考えていらっしゃる団体に対して助成をしております。

他にも公設の居場所として今年度から、舞鶴庁舎に週1回フリースペース hub という、若者の居場所を開設しております。

今後も、中高生が自由に過ごすことのできる居場所の開設を推進していきたいと考えております。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。その居場所については、NPO 等で居場所を提供しているところがあるということと、舞鶴庁舎にフリースペースがあるということですが、それはどこで知ることができますか。

(事務局)

市のホームページ等で若者の居場所として掲載させていただいております。

(会長)

はい、ありがとうございます。他に施策7について何かありますか。よろしいですか。

では、施策8の方に進みたいと思います。「悩みや問題を抱える子ども・若者の支援」について、ご意見がありましたらどうぞ。

(委員)

質問ですが、本校は小中学校なので、学校に来ていない子の情報は小学校から中学校には引き継いでいきますが、卒業後にどの子が社会に出ていないのか分からないところがあります。あの子どうなったんだろうという心配をするんですけど、時々学校に来てくれる子には、直接聞くことができるんですが、基本的にその先は学校で追っていけなくて、子どもたちが成長していく上で、どのように情報を引き継いでいくものかと思い、お聞きしたいと思います。

(会長)

中学生の時に不登校で、高校進学も決まらずに卒業した子たちがどうなっているかというところ

ですね。

(事務局)

教育相談課長でございます。

例えば、配慮を必要とする子どもが通信制サポート校などに進まれた場合、通信制サポート校は、サポートを必要とする子どもを引き受けた時点で、中学校に資料を求めて、どういう子どもだったかについて丁寧に聞き取りをされていると聞いています。

(事務局)

中学校教育課長でございます。

進路が未決定の子どもに関しましては、追跡調査等を行いながら、学校を通して状況確認をさせていただき、状況に応じて教育相談課の所管であるスクールソーシャルワーカーと居場所や対応についてお話をさせていただくほか、青年期の居場所等に関わっている団体と情報を共有しながら、支援方法を検討するなどの対応を行っているところであります。以上でございます。

(事務局)

教育相談課長でございます。

1点ご説明が抜けておりました。中学卒業後にどの支援にもつながらないということが最も厳しい状態ですので、卒業するまでの間に、例えばユースサポート hub などの中学校卒業後の子どもの困り感をしっかりと受け止めてくださるところにつないでくださいとスクールソーシャルワーカーを中心にお伝えをしているところであります。中学校を卒業するまでの間に、学校というフレームを外れた後を見据えて、そういった場所とつながることができるよう、スクールソーシャルワーカーを中心に力を発揮していただいているところでございます。以上でございます。

(事務局)

こども健全育成課長でございます。

ユースサポート hub についてですが、中学校卒業後に支援が途切れることのないよう、中学校にお願いして、支援が必要だと思われる方でご本人の希望がある場合は、ユースサポート hub にご連絡をいただき、卒業後に一定期間経ったら状況確認の連絡を入れるような連携を取っております。以上です。

(会長)

小中学校卒業後の居場所が分からない子どもたちに対して、行政としてはスクールソーシャルワーカーを中心にサポートしているということですが、現場として改めてこうしてほしいということはありませんか。

(副会長)

サポート校等に進学した子は、高校の担当者が毎年来るので、その方から今の状況やその後の進路などの話が聞けますが、どこにも進路を取らなかった子どもの多くは、在学中も親となかなか連絡が取りにくい。進路を考えてくださいと言っても、なかなか前向きに子どものことを考えない保護者が多くて、特に卒業後は、完全に関係が途絶えてしまって、「どうしてるんだろうね」ということがよく会話に出ます。

我々から行政機関とつながることも非常に難しいですし、スクールソーシャルワーカーも学校を起点に動いていますので、兄弟児がいれば在校中の兄弟児から様子を聞くこともできますけども、そうでない子については本当に把握の方法がない状況です。ですから、そういった家庭の子どもは行政のいろいろなサービスにつながりづらいのではないかと考えております。

(会長)

ありがとうございます。

学校でその子と関わりながら情報を得ようと思っても、保護者の理解が得られず、行政からつながろうと思っても、サポートを求めてこない卒業生が一定程度いるのではないかと思いますし、そこをどうするかということが、切れ目のない若者支援の大きな課題のような気がします。

待つ支援からアウトリーチ型へ展開していくときに、サポート校など、どこかに所属していることや保護者の理解があれば良いですが、そういった理解もなく、居場所もない子どもたちをどう支援していくのかということは、福岡市だけではなく、あらゆる都市圏での課題だと思うのですが、何かご意見等ありましたらお願いします。

(事務局)

こども政策課長でございます。

ご指摘のとおり、本当は支援を必要としているのに手を差し伸べられていないような子どもたちに、しっかりと支援を届けるということは大変重要だと思っております。そういう考えで、今回新しく、「必要な人へ確実に届く支援」という視点を掲げておりますので、そういった子どもをいかに把握して支援を届けていくのかについては、関係課と協議しながら、次期計画期間中も検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。そこが目標だけではなくて、具体的なレベルでどうしていくのか考えていく必要があると思いますけれども、どこの支援にも関わっていない16歳の実数を把握されてありますか。

(事務局)

中学校教育課長でございます。

追跡調査では、現在不登校であるかどうかに関わらず、卒業後の状況は把握しております。例えば、進学準備や就職準備、あるいは家事手伝いで自宅にいるなど、中には引きこもり状態であると

か、病気であるといった状況を把握していますけれども、その方々がどのような支援につながっているかというところについては、把握できていない状況でございます。

(会長)

何名ぐらいいらっしゃるかというのは、分かりますか。

(事務局)

令和3年度末の調査では、卒業後の進路が未決定の子どもを追跡調査した結果、大体120～130名というところになります。

(会長)

ありがとうございます。毎年大体それぐらいいらっしゃると思いますが、どこをサポートにもつながっていない子どもをどう見つけて、どう具体的にサポートしていくかが、課題になるかと考えています。

今の件に関連して何かありますか。よろしいですか。

その他、施策8について。では、私から。

いじめについてですけれども、福岡市の近くの市町村では重大事態1、2に該当することで、転校を認められなかったとか不登校になったとかで問題になって、第三者委員会も立ち上がっていますけれども、令和5年度の福岡市における重大事態1、2の件数を教えていただけますか。

(事務局)

安全・安心推進課長でございます。

いじめの重大事態につきましては、非常にセンシティブな内容でご本人が公表を望まれないケースもございます。件数が多くないために、件数からどの案件かが分かる可能性がありますので、具体的な件数のお答えは控えさせていただきますが、この3年で数件でございます。決して、第三者委員会を開かないということではなく、ご本人からのご要望等も踏まえて完全に外部の方々に構成された委員会を設置しております。以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。なかなか微妙な件数になると思いますけれども、重大事態になる前に未然にどう防いでいくかについては、早い段階で気楽に相談できるカウンセリングというか、アウトリーチ型の支援体制になっていくと思っていたので質問いたしました。

そのほか、何かありますか。はい、どうぞ。

(委員)

いじめから不登校になる子もいれば、引きこもりになる子もいらっしゃいますが、なぜ引きこもりになったのか、なぜ不登校になったのかという点はなかなか難しい話だと思うんです。

病気になって学校行けないけど、何かで学校に行ける時があつて、先生にも伝えてはいるんですが、子どもたちに説明がなされてないので行くと逆に今度は、「なんで今頃来ると」「サボりやろ」みたいなことを言われたり、言わなくても、視線や態度で感じて、学校に行きたいけどもう行けないと思っている子どもたちも結構いると思います。

いじめというものはなかなか表面には出てこなくて、全員とは言いませんが、結構勉強のできる子が影でいじめて、いじめられた子が先生に伝えると、先生は「あの子がそんなことをするはずがない」ということがだいぶ昔ですがあつて、先生が信用できなくて、学校に行かなくなったという事例もありました。

でも克服するためには、やはり先生との信頼関係も必要じゃないかなと。昔は愛のムチじゃないですけど、結構怒られていて手も出されていたけど、今はそれができなくなった。怒って飴を与えることで、やんちゃしていた子も結構学校に出てきていたと思いますけど、今は少し違う環境になってきているので、不登校やひきこもりは、保護者と連携をするのが1番かと思っています。確かに、自分の子どもでも考えが分からない場合もありますが、やはり寄り添うということは保護者しかできないところがあるので、私は保護者の支援が1番大事だと思っています。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。

いじめに起因していなくても、不登校については保護者の支援が大事ではないかということでした。先生方もとてもやりにくい時代が変わってきていると思います。それがいじめにつながっているんじゃないかと、パワハラや体罰の問題もいろいろなところで言われていますが、そういう状況になっても保護者とどう切れないで支援していくのかというところが大きな課題だと思いますけれども、いかがでしょうか。

(事務局)

教育相談課長でございます。

委員からお話がありましたように、保護者支援は非常に大事だと考えております。

昨年度アンケートを行ったところ、悩みを持ちながらどこにも相談できない、あるいはどこに相談して良いか分からないという方がいらっしゃるということ、いろいろな施策が実は保護者や本人に伝わっていないということが明らかになりました。

今年度、教育相談課では、不登校の子どもの状態に合わせて、どんな支援や相談場所があるかを分かりやすいように1枚のリーフレットにした「教育相談学びの相談ガイド」を全家庭に配布させていただきました。もちろん学校に尋ねていただければ分かるようになっていきますし、福岡市のホームページにも載せているところでございます。ぜひご覧いただいて、子どもの状態に応じて保護者から必要な支援につながっていただけたらと考えているところでございます。以上でございます。

(会長)

施策はやっているけれども、ニーズがあるところに届いていないということであれば、今おっしゃったとおり、そこが届くようきめ細かにということが求められているかと思います。

施策8についてよろしいでしょうか。

(副会長)

不登校児童生徒の支援について、今年、福岡市中学校校長会の不登校問題研究グループで、どうすれば少しでも改善していけるか、各学校の特色ある取組みを出し合って、お互いで共有していこうという研究を進めようとしているところですが、学力保障については教育相談課でも、学習アプリ等を希望する生徒が民間が運営する学習アプリを使えるように準備をさせていただいて、非常に助かっていますが、案外、学習意欲すらなく、アプリを使って勉強するか聞いても希望者があまりいない現状でして、各学校ではステップルームと教室をつないでオンライン学習をするよりも、外に連れ出したいという意見が非常に多いんですね。

公益財団法人日本教育公務員弘済会という団体があって、手を挙げた学校に不登校支援助成金みたいなものを配るようなことを一昨年ぐらいからされてあって、それに当たった学校がいくらかの助成金をいただいて、それを自由に使っていて、市内の学校も何校かやっています。その助成金を使って、例えば蕎麦打ち体験に連れて行った学校、おいしいものをみんなで調理して食べようというようなことをやった学校、もしくは交通費を出すから美術館や博物館に行こうと希望者を募って行った学校、海の中道海浜公園に遊びに行った学校もあります。

子どもたちがそのときは非常に笑顔になってお互いで交流して、日頃見られない姿が見れた、非常に改善につながったという学校もあります。今年は助成金の申し込みをする学校が一気に増えて、本校も申し込みましたが見事に落選しまして、どうしようと悩みが多いところですが、それでも。

不登校は全体で40名ぐらいですが、ステップルームには毎日15人前後の子どもたちが来ます。その子たちが1日ずっとオンライン学習をしていて、見ても楽しそうじゃないんですよね。教育相談コーディネーターの先生とも「外に連れ出したいね、なんとかお金がないかね」という話をしているんですけれども、各学校そういった悩みが大きいところかなと思います。ステップルームから外に連れ出して、そこからだんだん教室に向かっていけるような子どもが1人、2人出てくれたら良いと思っていますところですよ。

市の施策はすべての子どもたちに対しての体験活動の充実ですが、ぜひ、なかなか教室で子どもたちと交流がない不登校児童生徒の体験活動の充実のために助成をしていただけたら、各学校の特色ある取組みが非常に前進するのではないかと思います。よろしくお願いします。

(会長)

ありがとうございます。施策6でも少しお話をしましたけれども、不登校の子どもたちに学習をさせる前に、体験活動を通して少しでもモチベーションを上げるということが必要、その時に予算が必要だということですが、事務局からいかがですか。

(事務局)

教育相談課長でございます。

学校の外だったら行けるのに、学校の中のステップルームにはたどり着かない、という子どもをお引き受けしている、去年まで適応指導教室と言われていた教育支援センターでは、委員におっしゃっていただいたように、体験活動を非常に重視しています。

例えば、遠足や調理活動、音楽を自らやるとか、それから週に1回は必ず自分でこれをやるというテーマを選んで、自分なりの体験を続けていくといった活動をしています。おっしゃった通り、自分たちが今やれているという実感や楽しめているという実感を持つことは、本当に大事なことだと思います。

そこに学校で予算がかかるというお話も今伺いましたので、今後検討していく必要はあろうかと思いますが、予算が潤沢にあるわけではありませんので、教育支援センターを運営するにあたって、保護者からのご理解を得ながら、実費で様々な行事を実施しているところでございます。

やり方等については、「教育相談推進のための手引き」として、各学校にお渡ししています。教育相談コーディネーターの方に役立ててもらうことを念頭に、その手引きに体験活動重視の理由、体験活動の導入の仕方等についても記しておりますので、ぜひご活用ください。何かありましたらご相談いただいて、一緒に考えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(委員)

不登校の子たちの支援に助成というお話が出ていましたが、福岡市 PTA 協議会では、PTA 活動に助成するという仕組みがあって、ちょうど募集をしているところもあります。小学校、中学校どちらでもできるので、PTA と連携して、PTA 活動にそういった取組みを作って、PTA として手を挙げてもらい、そこに助成をする。確か、5 万円とか7 万円とかの助成があるので、活用していただく方法もあるのではないかと考えております。

施策8についてですけれども、現状と課題に「SNS などでのコミュニケーションが増加」とあるんですけれども、博多区の小中学校の PTA 役員が集まって、研究大会と意見交換会というものを定期的に開催してしまして、そこでいろいろな保護者と話をしています。私自身、小学校の PTA 会長をやっていることもあって、いろいろな保護者と話をする中で、SNS でのコミュニケーションという話題がよく出てきます。

IT リテラシーのようなことも授業では教えていると思いますが、スマホを持っている子どもたちの年齢は統計上より恐らくぐっと下がっていて、例えば小学2年生くらいの子もスマホを持っていて LINE でのコミュニケーションがすごく多い状態です。

例えば、4 人の仲良しグループがあると、4 人の LINE グループがあって、A さんがいない3 人のグループと、B さんがいない3 人のグループととかって、LINE グループが小分けになっていくんです。A さんがいないところで A さんの悪口を言って、B さんがいないところで B さんの悪口を言っていて。ということは、自分がいないグループも必ず存在して、私の悪口も言われているんだみたいな悩みが小学校2年生、3年生、4年生くらいの子たちに結構あるので、そういった勉強会で保護者が集まって、子どもにスマホを持たせるか持たせないかも結構話題になります。

うちの学校はベルマークの集計をやるときに、同年代の保護者が集まるから、そこでお茶菓子食

べながら子どもの相談をして、ついでにベルマークの集計をするようなことをよくやるんですけれども、そのときにも、周りの仲良しグループの子たちが全員スマホを持っていて、持っていないのは私だけだと家で泣きついてくるとい話を聞きます。

スマホを持たせるとああだこうだみたいな話がありますけど、今は親が結構管理ができるじゃないですか。何時から何時までしか使えないとか、1日何時間までしか使えない、アプリごとに5分単位で時間の制限が出来て、写真を撮るアプリは1日10分しか使えないとか、どのアプリも1日2時間超えると使えないとか。ただ、親が連絡を取るときにはきちんと通話できるといった機能があるんですけど、保護者も知らないからどうして良いか分かんないということもあって。

いろいろな通信業界の企業が提供しているものもあるので、例えば教育委員会でそういう情報をまとめていただくことができるのであれば、保護者向けに発信したり、子どもたちに勉強会をやったりということができるのではと。

あとは親の持たせ方もあると思いますが、夜中に目が覚めちゃったってLINEが来たり、スタンプラッシュが始まったりとかがあるので、ITリテラシーの問題、SNSのコミュニケーションについて今よりももう1段階、2段階、低学年の子たちにも伝えるようなことが福岡市で新たに出来たら良いと思っているところです。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。以前、中学生で問題になったことが、低学年化してきているということですね。いじめや不登校にも関連しましたので、SNSにかかるリテラシーの問題はもっと全体で考えていく必要があるというご提案だったと思います。

時間の関係で、事務局から何かありましたら。

(事務局)

安全・安心推進課長でございます。

ネット上の様々なトラブルについてお答えさせていただきますと、学校ネットパトロール事業という取り組みをしております、検索の技術力がある業者が24時間365日、ネット上の様々な問題のある書き込みをチェックして、場合によっては学校を経由して本人に消去させるといったことをやっております。

1番多いケースは個人情報に関わることで、名前、写真、住所などをネットに晒してしまうというものです。いじめに関わることで、特定の誰かを名指しして誹謗中傷するといったものも、わずかではありますが発見されることがあります。ほとんどはやはりご自身の個人情報を流出させてしまうということでございます。

また、小中学校に対して、啓発のための資料の配布やセミナーなども、ご希望に応じて実施しているところでございます。以上でございます。

(事務局)

人権・同和教育課長でございます。

保護者向けの取組みについてお答えさせていただきます。小中学校の入学説明会等で、保護者全員にチラシやパンフレットを使って、SNS を巡るトラブルの周知とルール作りの重要性の啓発に取り組んでいるところでございます。

また、市 PTA 協議会と連携して、メディアを専門とした講師による講習会等を行っているところでございますので、引き続き啓発に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。SNS の問題への対応というものは、イタチごっこですけども、いじめや不登校を防ぐために具体的な対応を行っていく必要があるかと思います。

施策 9 に移りたいと思います。「障がいのある子どもや発達が気になる子どもへの支援」について、何かありましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

(委員)

放課後の支援の充実ですけども、例えば情緒の特定支援学級の子どもたちは集団の中でなかなか生活が難しい子が多いと思いますが、この子たちの放課後の支援は、今は一般の放課後等デイサービスが請け負っていると思います。通常であれば、放課後の学童に入るところでしょうけれども、なかなかそこではうまくできなくて、保護者も個別の対応を希望されていると思いますが、具体的な対応として、どういうものがあるのか教えていただいてよろしいでしょうか。

(会長)

放課後等デイサービス以外の具体的な施策についてよろしく申し上げます。

(事務局)

こども発達支援課長でございます。

集団生活に適応しづらい子どもたちの放課後等デイサービス以外の支援についてのお尋ねかと思いますが、放課後等デイサービス以外の障がい児福祉サービスとしましては、保育所等訪問支援事業がございます。保育所等という名前がついていますが、高校生までを対象にしております。教育現場にいる子どもに支援員がついて、その子の直接的な支援や学校の先生方との課題の共有といった間接支援、保護者へ集団生活での様子のフィードバックなどを柱に行っているサービスでございます。現状からどういうステップをとるのか、ペアレントトレーニングも含めて、本人と学校現場と保護者等の支援事業所の 3 者で考えていくというサービスを提供しているところでございます。以上でございます。

(会長)

保育所等という言葉がつくと、小中高は対象外じゃないかと受け取ってしまうと思いますけれども、そこを変える可能性はありますか。

(事務局)

保育所等訪問支援事業については、我々も戸惑っているところではございますが、児童福祉法上の名称でございまして、注釈をつけながら説明するしかないというところでございます。

(会長)

分かりました。名称を変えなくても、小中高も使えることをもう少しアピールされたほうが良いかと思いました。

そのほかありますでしょうか。

前回の委員会で、精神障がい疑われるけど、診察診断がなかなか受けられないということで、福岡市と児童精神科医が直でつながるようなことはできないかという意見を申し上げましたが、そういうことは難しいですか。九大病院とかだと3ヶ月待ち、4ヶ月待ちです。例えば非常に困っている児童生徒については、指定のクリニックに行けば1週間以内に診察を受けられるとか、自殺念慮や自傷行為、他傷行為がある子どもはすぐに診察していただけるような仕組みはできないのでしょうか。

(事務局)

精神保健福祉センター副所長でございます。

課題とは認識しておりますが、そういった方々が優先的に受診できる仕組みはまだ構築できていない状況でございます。

他の政令市の取り組みを見ますと、例えば、さいたま市は自殺対策医療連携事業として、ただ受診したいという方ではないですが、自殺未遂をした患者に対して精神科病院を紹介するような取り組みもございますので、このような形も含めて、今後検討していく必要があると考えておりますが、すぐにいつからということはお答えできない状況でございます。以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。できれば具体的にすぐにアクセスできるというような関係を構築していけたらと思います。

時間になりましたので、議論については以上で終わりたいと思いますがよろしいですか。いろいろな熱心なディスカッションがありました。議題についてですけれども、事務局案の通りでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

素案を作るのはすごく大変だったと思いますけれども、ご提案通りでということで、よろしくお願いいたします。以上をもちまして、本日の議題は終了しましたけれども、何かありますでしょうか。では、事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

閉会

(事務局)

会長、副会長、並びに委員の皆様、本日は熱心にご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

最後に、事務連絡でございます。まず、今後の進め方でございますが、第1回専門委員会でご説明のとおり、専門委員会は本日の第3回をもって一旦終了とさせていただきます。今後は8月29日に予定しております、こども・子育て審議会総会におきまして、他の専門委員会の内容も含めた素案全体をお示しいたしますので、改めましてご審議をお願いいたします。

それから、本日の会議につきましては、会議録を作成し、公表することとなっております。会議録の内容を事前にご確認いただくため、後日、事務局よりメールまたは郵便でお送りしますので、ご確認をお願いいたします。

また、本日の審議会の報酬及び旅費のお支払いに関しまして、ご持参いただいた資料のご提出がお済みでない方がいらっしゃいましたら、お帰りの際に受付へお願いいたします。また、本日お配りした資料は、ご不要でしたら置いたままお帰りください。

それではこれもちまして、令和6年度 福岡市こども・子育て審議会 第3回専門委員会を終了いたします。本日はありがとうございました。

閉 会